小作爭議調査表

No. 152

（月報番號第一八八號）　（昭和十年九月分）

項目	内容
場所	小倉市小熊野字原
關係人員	地主　美根勝夫 小作人　杉田政太郎
地主關係團体	ナシ
原因	小作人は畑一反六畝二十歩に宅地二十坪二合五勺（未償還中融資四円の住宅あり）を年一三十五円の借地料（一ケ年ま払）数年来より耕作し来りたる処地料家賃を滞納し支払ざるに因る
要求事項	借地料未納六十三円五十銭要求
發生	昭和十年六月中旬日
終熄	昭和十年九月三十日
關係地種類面積	畑一反六畝二十歩（宅地二十坪二合五勺）
小作人關係團体	全農福岡縣聯合會本部

經過

昭和八年度以降合計六十三円五十銭の家賃並に借地料を滞納し支払ざるを以て六月中旬頃より地主は種々手を盡したるも小作人は昭和七年以降地主方の温室及庭柵築造、薪取、野菜の移植等の労役に男手間九十四人女手間四十人分役金二十六円内受取金十九円五十銭差引百二十八円七十銭を受取らざる為滞納金を引きたる残額即ち支払ふ要ありと主張したり

七月上旬地主は遂に土地返還並立退要求の訴訟を提起したる処小作人は全農の應援を依頼し

八月十八日小作調停申請を為す。

九月十二日第一回調停委員会開催したるも解決に至らず

九月三十日第二回調停委員会を開催 調停者の提案に双方異議なく承諾し別記條項にて

円満解決せり。

財團法人協調會福岡出張所

結果	備考
深町メ花を小作契約者とし條件繼続に小作せしむること	